

## 地方消費税率の引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、さらに令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度東庄町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 156,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 581,277 千円

(社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費)

【単位:千円】

区分	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉 (障がい者、障害児等)	714,229	472,303	4,240	237,686	63,789
社会保険 (国保、介護保険等)	394,675	59,492	0	335,183	89,955
保健衛生 (予防接種、医療費助成等)	58,039	11,550	38,081	8,408	2,256
歳出合計	1,166,943	543,345	42,321	581,277	156,000

各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分